## 応援します!地域福祉活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、赤い羽根共同募金を活用し、地域福祉活動を財政面から援助することにより、住民参加による福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

- 第2条 対象となる団体は、所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない 団体で次の各号に該当するものとする。ただし、前年度の助成金の交付を受けたにもかかわらず、報告書未提出の団体は除くものとする。
- (1) 申請時において地域福祉を推進する活動を行っている団体
- (2) 助成金の交付を申請する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。) 中に地域福祉を推進する活動の開始を予定している団体
- (3)「ボランティアグループ・市民活動団体情報登録実施要綱」に規定する登録団体

(対象となる活動)

- 第3条 対象となる活動は、一の年度中に開始し終了する高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭などを対象とした地域福祉活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、会員以外の参加者が過半数に満たない活動及び行政等の助成のある活動は対象としない。
- (1) 居場所づくり活動や地域福祉交流活動
- (2) 単発のイベント及び講習会等の活動
- (3) 当該申請年度中に団体を設立するための準備活動

(申請回数等の制限)

第4条 同一の団体が一の年度に申請できる回数は、1回のみとする。ただし、前条第3号に関しては重複の申請を認める。

(助成金の限度額)

第 5 条 助成金申請額は計画する活動総予算に応じて別に定める交付の手引きに準ずる助成 限度額内とする。ただし、交付の手引きは年度で更新するものとする。

(対象の経費)

- 第6条 助成対象経費は交付の手引きのとおりとする。
  - 2 共同募金配分金の予算の範囲内において助成をする。ただし、対象外経費は交付の手引きの通りとし、事業にかかる経費以外は助成の対象としない。

(申請の方法)

- 第7条 この事業の助成を希望する団体は、応援します!地域福祉活動助成事業申請書(様式 第 1 号)に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会 会長(以下「本会会長」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に該当する事業を行おうとする場合の申請期間は、事業を行おうとする年度の開始1箇月前から当該年度の2月末日までとする。

(申請受付の終了)

第8条 この事業の申請受付は、この事業に係る当該年度予算が無くなり次第終了とする。

(助成金の決定)

第9条 本会会長は、申請内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、その旨を応援します! 地域福祉活動助成事業決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 本会会長は、助成金を交付決定した後、申請者から指定された金融機関に助成金を振 込むものとする。

(実施の報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、応援します!地域福祉活動助成事業報告書(様式第3号) に領収書の写しを添付して、活動終了後30日以内に事業の報告を行うものとする。

(助成金の返金)

- 第12条 助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金を現金によって本会に速やかに返金するものとする。
  - (1)計画した事業を一切実施しなかった場合は、その全額を返金する。
- (2) 助成の対象となった活動以外に助成金を支出した場合は、その金額を返金する。
- (3)会員以外の参加者が予定の3分の1以下に減った場合は、やむを得ない場合を除き、その全額を返金する。

(繰越金)

第13条 活動によって繰越金が発生した場合は、次年度も活動する団体は繰り越すことができる。

(助成金使途等の公開)

第14条 本会は、本事業の実施に伴い、入手した情報のうち、個人情報を除き、団体名、活動 内容及び助成金の使途などを一般公開することがある。

(委任)

第15条 この要綱に定めるものほか、本事業に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 応援します!ふくし活動助成事業要領[平成15年4月1日施行]及びボランティアグループ組織運営費助成事業要綱[平成元年4月1日施行]は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際に、ボランティアグループ組織運営費助成事業要綱により助成金の

交付決定を受けたグループは、同要綱第5条第2項に規定する助成期間に到達する迄はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。